



認 定 書

国 住 指 第 2236 号
平成 14 年 5 月 17 日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二並びに同法施行令第 107 条の 2 第一号及び第二号(間仕切壁(耐力壁):各 45 分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BP-9082

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ステンレス板又はタイル・シーリングせっこうボード・せっこうボード張
／強化せっこうボード裏張／木造間仕切壁

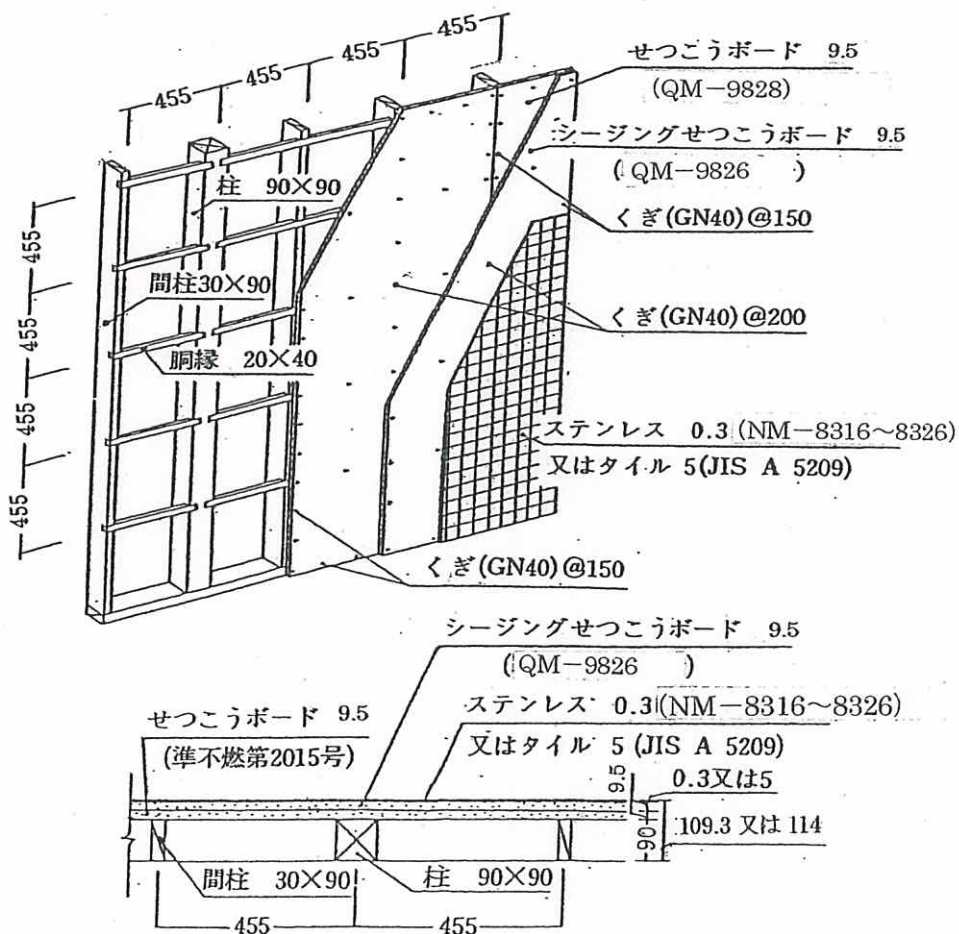
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(別添)

認定番号	QF045BP-9082	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	ステンレス板又はタイル張／シーリングせつこうボード・せつこうボード／強化せつこうボード裏張／木造間仕切壁	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

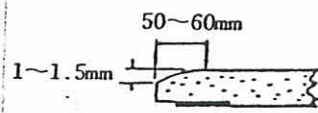
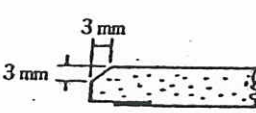
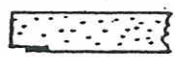
1. 用途 間仕切壁
2. 試験機関名 建築省建築研究所
3. 試験機関名受託番号 1-9、2-4
4. 構造説明図 (単位 mm)



5. 材料等説明

5-1 主構成材料

(1) せっこうボード及びシージングせっこうボード

種 類 項 目	せっこうボード	せっこうボード	シージングせっこうボード
国土交通大臣認定番号	QM-9823	QM-9828	QM-9826
日 本 工 業 規 格	JIS A 6901	JIS A 6901	JIS A 6901
厚 さ (mm)	9.5	9.5	9.5
寸 法 (mm)	910×1820 910×2730		910×2420 1210×2420
	(許容差: 幅 0、-3 長さ +3、 0)		
側 面 形 状	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>①テーパエッジ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②ベベルエッジ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>③スクエアエッジ</p>  </div> </div>		
比 重	0.7~0.8	0.65 以下	0.8~0.9
含水率 (%)	3.0 以下	3.0 以下	3.0 以下
曲げ強さ (kg f)	40 以上 (長さ方向)	40 以上 (長さ方向)	40 以上 (長さ方向)
組 成 (%)			
せっこう	99.0%以上	95.0%以上	98.0 以上
混和材	1.0%以下	5%以下	2.0 以下
添加剤			
ボ ー ド 原 紙 の 厚 さ	0.3~0.6 mm		

(2) 下 地 材

(イ) 在来軸組工法の場合は、製材の日本農林規格に定める品質を有するもので、断面寸法は次のものを標準とする。

- ① 柱 (mm) 90×90 以上
- ② 間柱(mm) 30×90 以上
- ③ 胴縁(mm) 20×40 以上

(ロ) 枠組壁工法の場合は枠組壁工法構造用製材および集成材の日本農林規格に定める品質を有するもので、たて枠、上枠、頭つなぎ、下枠などの断面寸法は、寸法形式 204 (38×89 mm) 以上のものとする。

(3) ステンレスおよびタイル

(イ) ステンレス

国土交通大臣認定 NM-8316~8326 塗装ステンレス鋼板、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス

鋼帯) および JIS G 4307 (冷間ステンレス鋼帯) の規格品とし、厚さは 0.3 mm、0.4 mm、0.5 mm のものを標準とする。

(n) タイル

JIS A 5209 (陶磁器質タイル) の規格品とする。

① 厚さ 5 mm

② 標準寸法

標準形状 100 角

寸法(mm) 97.7×97.7

5-2 副構成材料

(1) せっこうボード用くぎ及びせっこうボード用スクリュー

せっこうボードを取付けるくぎおよびスクリューは次による。

(イ) せっこうボード用くぎ

JIS A 5508 くぎで規定するせっこうボード用くぎの規格品とし、長さ及び太さは次のものを標準とする。

① 下張り用 長さ 32 mm 以上、太さ 2.3 mm

② 上張り用 長さ 38 mm 以上、太さ 2.3 mm

(ロ) せっこうボード用スクリュー

JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) に規定するせっこうボード用スクリューで、長さおよび太さは次のものを標準とする。

① 下張り用 長さ 25 mm 以上、太さ 3.0~4.0 mm

② 上張り用 長さ 28 mm 以上、太さ 3.5~4.0 mm

(2) せっこうボード用目地処理材

(イ) ジョイントコンパウンド

JIS A 6914 (せっこうボード用目地処理材) 規格品とする。

(ロ) ジョイントテープ

① 紙製テープ

② 寸法(mm) 厚さ 0.2~0.3、幅 45 (±1) 以上、55 (±1) 以下。

③ 形状 ロール状で、テープの長さ方向中央には折目、両側部にテーパーをつけてある。また、小孔を設けたものもある。

④ 引張強さ 8 kg f (長さ方向)

⑤ グラスファイバーテープ (裏面に接着剤塗布)

⑥ 寸法(mm) 厚さ 0.152、幅 50

⑦ 形状 メッシュ (編み目 2.5×2.5 mm)

⑧ 引張強さ 13.4 kg f (長さ方向)

(3) 接着剤

(イ) ステンレス鋼板張り用接着剤

JIS A 5538 (壁・天井ボード用接着剤) に規定する合成ゴム系溶剤形又は酢酸ビニル樹脂系溶剤形のものとする。

(ロ) タイル張り用接着剤

JIS A 5548 (陶磁器質タイル用接着剤) に規定するエポキシ樹脂系反応硬化形または合成樹脂系エマルジョン形のものとする。

(4) タイル用目地処理材

白色セメントに骨材、防カビ剤、保水剤を添加した既調合品とする。

6. 標準仕様(施工仕様)

6-1 下地組

<在来軸組構法>

間柱の間隔は約 455 mm とする。胴縁は約 455 mm 間隔とし、柱および間柱にかき込み平面としくぎで打留める。

<枠組壁工法>

建設省告示第 56 号 (昭和 57 年 1 月 18 日制定) および第 1920 号 (昭和 62 年 11 月 13 日一部改正) による。

6-2 せっこうボード張り

(1) 下張りせっこうボードをくぎ留めした後、たて目地、よこ目地ともに目地が重ならないようにシーリングせっこうボードをくぎで留める。せっこうボードは突き付け張りとし、目すきのないように張る。

(2) せっこうボードのくぎ留め間隔は、下張りせっこうボードでは外周部 150 mm 以内、中間部は 200 mm 以内とし、上張りシーリングせっこうボードは外周部および中間部とも 200 mm 以内とする。

(3) せっこうボードの目地処理

下張りのせっこうボードは目地処理を行わず、上張りとなるシーリングせっこうボードの目地処理は次のとおりとする。

(イ) テーパーエッジの場合

- ・シーリングせっこうボードの継目部分にジョイントコンパウンドをむらなく塗り付け、直ちにジョイントテープを貼り、ヘラで十分圧着する。
- ・ジョイントコンパウンドが乾燥した後、ジョイントテープが覆われるように薄くジョイントコンパウンドを塗り広げたいらにする。乾燥後、サンドペーパーをむらや凹凸をならす程度に軽くかけたいらにする。
- ・くぎ頭のへこみ部分をジョイントコンパウンドで下塗りし、乾燥後、さらに上塗りをしてたいらにする。

(ロ) ベベルエッジの場合

- ・継目 (V 溝) にジョイントコンパウンドを埋め込み、たいらにする。
- ・ジョイントコンパウンドが乾燥した後、塗り幅を少し広げて上塗りをし、たいらに仕上げる。
- ・ジョイントテープを用いる場合は、(イ) テーパーボードの目地処理に準じて行う。

(ハ) スクウェアエッジの場合

- ・継目部分をジョイントコンパウンドで下塗りし、すき間を埋める。
- ・上塗りは、できるだけ薄く塗り広げてたいらにする。
- ・ジョイントテープを用いて補強する場合は、(イ) テーパボードの目地処理に準じて行う。

6-3 ステンレス又はタイル張り

シージングせっこうボードの目地処理終了後、下記によりステンレス又はタイル張りを行う。

(1) ステンレス鋼板張り

- (イ) ステンレス鋼板の張り付けは接着剤を使用し、接着剤の塗布量は $300\text{g}/\text{m}^2$ を標準とする。
- (ロ) ステンレス板の継目は、ハゼ継ぎとする。

(2) タイル張り

- (イ) タイルの割付をし、張りはじめの位置に水平、垂直の基準線の墨出しをする。
- (ロ) 接着剤の塗布量は $1.7\text{kg}/\text{m}^2$ を標準とする。
- (ハ) タイルは、1枚張りの場合は手でもみ込むようにして強く押さえ付け、タイル裏面へ接着剤を十分密着させる。タイルの張り付け作業中に、接着剤が目地部からはみ出したり、タイル面に付着したときには、接着剤が硬化しないうちに拭き取る。
- (ニ) 目地詰めは、接着剤の硬化を確認し、目地ごとまたは目地棒で目地押えをし、内部にすきまが生じないように目地底まで十分に充填する。

(3) ペイント塗装

上部 1/3 以内の壁面で直接水にかからないところは、ステンレスやタイルなどを張らないで、塗装仕上げしてもよい。

ただし、塗装は国土交通大臣認定品とする。

(4) 注意事項

- (イ) 洗面器、照明器具、鏡などの取付けが予定されている箇所には、あらかじめ取付け用下地（板など）を施しておく。
- (ロ) ステンレス及びタイル張りが終了した後、接着剤が硬化するまで振動や衝撃を与えないようにし養生する。

7. 付帯条件

裏面側を厚さ 12.5 mm 以上の強化せっこうボード(GB-F(V,N))で防火被覆を行う。